

会議録

会議の名称	第2回朝霞市健康づくり推進協議会	
開催日時	令和6年10月29日（火） 午後1時30分から午後2時15分まで	
開催場所	朝霞市保健センター 2階 健康教室	
出席者及び欠席者の職・氏名	<p>【出席者】 ○委員10名 （青木委員、青柳委員、池村委員、大熊委員、陶山委員、鳥居委員、肥田委員、水久保委員、山本委員、渡辺委員 五十音順） ○事務局6名 （堤田部長、齊藤課長、坂田課長補佐、曾我係長、木村主査、山本主任） 【欠席者】 ○委員5名 （青山委員、神野委員、小林委員、細川委員、松本委員 五十音順）</p>	
議題	（1）第2期朝霞市自殺対策計画（案）について （2）その他	
会議資料	会議次第 資料1 第2期朝霞市自殺対策計画（案）	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 会長による確認		
傍聴者の数	傍聴希望者なし	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

坂田課長補佐

会議開催の案内、会議公開の案内、欠席委員の報告、会議資料の説明

2 議事

青柳議長

それでは、議長を務めさせていただきます青柳と申します。議事がスムーズに進行できますよう皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

また、この会議の会議録につきましては、情報公開の対象となっておりますので、御承知おきください。

本日の傍聴希望者は、いますか。

木村主査

いません。

青柳議長

それでは、議題の審議に入ります。

議題（1）「第2期朝霞市自殺対策計画（案）について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

（1）第2期朝霞市自殺対策計画（案）について

坂田課長補佐

本日の資料は、「第2期朝霞市自殺対策計画（案）」となっておりますので、お手元の資料を御覧ください。

会議資料が当日配付になってしまいましたので、本日は、会議資料に沿って、内容の説明とさせていただきます。本日もお気づきの点がありましたら、この会議の中で御意見をいただければと思いますが、会議後にも修正箇所を含め、御意見をいただきたいと思っております。

それでは、「第2期朝霞市自殺対策計画（案）について」を説明させていただきます。

前回の第1回の会議では、自殺総合対策大綱のポイントや第2期に向けた方向性について説明させていただきました。国の提示するポイントを踏まえ、第2期を策定すること、子ども若者に関することの支援、女性対策の支援等、新しいことが盛り込まれたため、朝霞市においても同様に進めていく必要があると捉え、それらに沿った計画を策定していくことで、大方合意が得られていたかと思っております。

今回、埼玉県の実自殺対策計画が令和5年度で終了し、令和6年度以降は、埼玉県地域保健医療計画の中に自殺予防対策として、吸収する形で、盛り込まれています。市としましても、県の計画の内容を反映させる形で策定しております。

今回、第2期の計画のポイントを踏まえ、自殺対策計画（案）を策定しましたので、それに沿って、説明させていただきます。

第1期計画から変更した点については、第1期の振り返りを掲載したこと、評価指標を加えた点が主なものになります。

それでは、自殺対策計画（案）に沿って説明させていただきます。

まず1頁の「第1章 計画策定の趣旨等」を御覧ください。

2頁は、「1 計画策定の趣旨」を掲載しました。

3頁は、「2 計画の位置づけ」として、国の自殺総合対策大綱、県の地域保健医療計画、自殺予防対策を踏まえたこと、本市の最上位計画である朝霞市総合計画、関連計画である地域福祉計画、あさか健康プラン21、朝霞市こども計画と関連しています。

4頁の「3 計画の期間」は、令和7年度から令和11年度の5年間としました。

次に6頁、「第2章 自殺対策を取り巻く現状」を御覧ください。

7頁に「(1) 年間自殺者数」、8頁には、国や県の死因別順位等、9頁には、「2 自殺総合対策大綱（第4次）」の内容を掲載しました。

今回新たな自殺総合対策大綱では、

①子ども・若者自殺対策の更なる推進・強化

②女性に対する支援の強化

③地域自殺対策の取組強化

④新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など新たな取組を追加し、自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

10頁では、「3 SDGsとの関係」を第2期計画で新たに追加記載し、自殺政策は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざすSDGsの理念と合致するものと整理しています。

次に11頁「第3章 朝霞市における自殺の現状と課題」を御覧ください。

12頁「(1) 人口の推移」と人口区分、13頁「(2) 朝霞市ライフステージ別死因順位」などの市の概況を掲載しております。

14頁からは、「2 統計データから見る朝霞市の自殺者数の現状」として過去5年間分を掲載しています。直近では令和5年、自殺者数22人、男女の比率が1対1。国・県では、男性2に対して女性が1のため、国・県と比較して、女性の割合が多いことが朝霞市の特徴といえます。

女性の自殺者数が増えている実態がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものも多く、勤務・経営者や女性に対しての支援が必要な状況であると分析しています。

第2期計画では、勤労者に関すること、女性への支援、どちらも重点施策に取り上げ、対応することにしました。

15頁「(2) 自殺死亡率の推移」では、人口10万人当たりの自殺者数の推移となっており、朝霞市は、国・県と比較して低い状況になっています。

17頁「(3) 年代別・性別自殺者数」では、過去5年間の統計をみますと、朝霞市の現状では、40代50代が多く、また比較的20代でも多い状況です。

また、性別の自殺者数をみますと、国・県の動向では、男性が多いのですが、近年の朝霞市の傾向では、男性と女性の比率が同率になってきていることが分かります。

18頁は、「(4) 朝霞市における自殺の原因や動機」が掲載され、多くは健康問題であることが分かります。

19頁「(5) 自殺未遂の現状」では、救急の出動状況から、自損が令和5年は62件、自殺者数は22人とのことから、3倍近くの方が自殺企図者となっており、死にたいと悩んでいる方が多いことが分かり、支援が必要な状況といえます。

また、自殺未遂歴有の方は、24.5%、全国の割合より高い状況でもあることも分かります。

20頁「3 『地域自殺実態プロファイル』からみた朝霞市の地域特性」では、地域における自殺対策の取組を支援するため、地域自殺実態プロファイルが作成され、地域特性の把握や分析の基、優先的に取り組むべき課題を掲示されています。その中で、自殺経路を参考に地域における優先的な課題となりうる施策の目安として、重点パッケージが推奨されています。

国からの政策パッケージでは、20頁に掲載されている、9種の施策「子ども・若者」「勤務経営」「生活困窮者」「高齢者」などがあげられています。

朝霞市では、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」が多いということで、重点パッケージとして推奨されています。

朝霞市の特徴では、自殺の危機経路をみますと、「職場の悩み、人間関係の悩みからうつ状態」、「病苦からうつ状態」など、自殺の前には精神的な健康問題が多くみられている実態です。

次に22頁では、「第4章 第1期計画朝霞市自殺対策計画の振り返り」を御覧ください。

23頁から、基本施策と重点施策について、評価した内容について掲載しました。こちらは前回会議で報告したとおりです。

25頁には、「(3) 達成目標の振り返り」を行った結果を掲載しました。

自殺総合対策大綱では、令和8年度までに自殺死亡率を平成27年度と比較して、30%以上減少させることを目標とし、朝霞市では自殺死亡率、14.9を10.4へ、計画終了となる令和6年度までに11.3とすることを目標に取り組みました。しかし、令和5年度は15.27となり、改善はみられず、平成27年度より悪化する結果となり、目標を達成することはできませんでした。コロナ禍における自殺者の増加が影響しているものと分析しています。

これらのことより、自殺者数は直近の令和5年度は22人。自殺死亡率は、男女の比率が1対1となり、40代、50代に多い傾向です。また、新型コロナウイルス感染症の影響によるものも多い状況であることから、26頁になりますが、「第5章 今後対策が優先されるべき課題」を掲げ、4つの重点施策として対応することとしました。

まず、27頁「(1) 重点施策①：生活困窮者対策（無職者・失業者）」です。

「①の生活保護世帯及び保護人員の推移」の資料をみますと、生活保護世帯や生活保護人員の増加がみられ、健康問題などで就業することができないなど、様々な問題により、生活困窮に陥っていると思われまます。自殺の危険性が高まっている人を早期に発見し、関係機関等と連携しながら、相談体制を整備するなど取組が必要と考えます。

29頁「(2) 重点施策②：高齢者対策」です。

「①60歳以上の自殺者数の内訳」は、過去5年間で28人となっています。

また、自殺者の同居人の有無を確認したところ、67.9%は同居人ありで必ずしも孤立している状況とは言えない状況です。高齢者への包括的な支援体制を構築する、地域から孤立しないよう取組が必要と考えます。

30頁「(3) 重点施策③：勤労者対策」では、無職者が多い現状ではありますが、被雇用者・勤め人の自殺者でも増加の傾向にあります。

心の健康問題への対応や、長時間労働への対応等、勤労者に対する施策が必要と考えます。

31頁「(4) 重点施策④：女性支援対策」では、新型コロナウイルス感染症以降、女

性の割合が増え、ライフイベントやライフステージに応じた女性の悩みや生きづらさを受け止め、解決に向けて多様な機関で連携して支援を行うことが必要と考えます。

また、令和6年4月から施行された女性支援新法により、困難な問題を抱える女性への支援の法律による対応を求められることから、今回重点施策として取り上げております。

次に32頁「第6章 自殺対策の推進に関する基本的な考え方」を御覧ください。

33頁では、「1 第2期朝霞市自殺対策計画策定のポイント」にふれ、共通認識、基本的な考え方を整理しました。

自殺総合対策大綱では、当面の重点施策として、13の視点が示されています。13の視点では、国や県が中心に実施するものもありますが、市としましては、特に11番目「こども若者の自殺対策をさらに推進する」、13番目「女性の自殺対策を更に推進する」のこの2点について、強化する必要があると考えています。

34頁では、「2 共通認識」として、

- (1) 自殺はだれにも起こりうる身近な問題である
- (2) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である
- (3) 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題
- (4) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

ということを共通認識として整理しました。

35頁では、「3 基本的な考え方」として、

- (1) 生きることの包括的な支援として推進します

では、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題として、生きることの包括的な支援として実施していくことが必要と考えます。

- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます

では、自殺は健康問題、経済、生活問題、人間関係の問題など複雑に関係しており、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要と整理しています。

- (3) 本市の状況を踏まえて自殺対策に取り組みます

では、様々な状況を情報収集し、分析評価することにより、明らかにし、自殺の状況や課題を踏まえた自殺対策を進めることとしました。

次、36頁「基本理念等」では、基本理念とキャッチフレーズを記載しております。第1期の基本理念「誰もが支えあいつながりある朝霞をめざして」を引き続き継承することにしました。相談窓口の周知活動のキャッチフレーズ「待っています あなたの声を」についても、引き続き継承することとして、第2期計画期間でも継続して取り組みたいと考えています。

まず、ここまでの説明で御意見等いただきたいと思っております。

青柳議長

ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等、ありましたら挙手をお願いします。

陶山委員

自殺の1番の原因として、健康問題となっています。病死の前に自殺を選ぶ人

もいて、死因が自殺の人もいれば、人によっては、死因が病死になっている人もいます。このような統計上の違いや線引きは、分かりますか。

坂田課長補佐

確かなことは言えませんが、自殺に対して、国から自殺対策としてのプロフィールの情報をいただいております。その中で、正式な形として死因が診断されていますので、それ以上のことは、分かりません。公表されているデータになりますので、データを基に対策できることを施策に対応していきます。

青柳議長

他に質問はありますでしょうか。特に質問がなければ、後半の説明をお願いします。

山本主任

続きまして、37頁「第7章 自殺対策推進の具体的な取組」について御説明します。

38頁「1 施策体系」ですが、掲載した図のとおり、「自殺する人の減少」をめざして、事業の実施を行うこととしています。

基本施策については、5つの基本施策の枠組みは前回同様とし、

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③住民への周知・普及啓発
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤若年層への支援の強化

を基本施策の5本の柱として、継続して取り組むこととしつつ、取り組むべき事業の見直し作業を実施しました。

また、重点施策は、国の動向や自殺総合対策大綱、地域自殺実態プロフィールの内容から、4つの課題を重点的に取り組むこととしました。

今回取り上げた項目としては、

重点施策①生活困窮者対策

重点施策②高齢者対策

重点施策③勤労者対策

重点施策④女性支援対策

としております。

39頁から「2 基本施策ごとの関連事業」を掲載しています。

基本施策①では、「地域におけるネットワークの強化」を施策の方向性とししました。自殺対策の推進は、行政だけでなく民間で自殺対策の取組を行っている団体や、地域で福祉的な支援や健康づくりなど様々な活動をされている方など多岐にわたる関係者が、それぞれの役割を明確化し地域全体の取組として推進していくことが重要と考えています。

この施策の評価指標としては、自殺予防対策庁内連絡会議を年1回開催するとししました。主な事業は、DV相談、女性総合相談、こども・ほっとそうだん等、各課で行われている会議等の取組を通じて進めていくこととしています。

続いて、44頁、基本施策②「自殺対策を支える人材の育成」では、様々な職種を対象とする研修、住民を対象とする研修などを方向性とし、様々な困難を抱える人に対して、気づきを行えるよう、人材育成を進めていく取組としておりま

す。評価指標をゲートキーパー研修の開催（職員や市民・関係団体。）としました。主な事業は、ゲートキーパー研修や事例検討会を通じて進めてまいります。

続いて、45頁、基本施策③として、「住民への周知・普及啓発」となります。リーフレットやポスター、啓発グッズの作成活用、イベント等の開催を施策の方向性とし、自殺予防月間や自殺予防週間などの時期でキャンペーン等企画し、様々な普及啓発に取り組みたいと考えました。評価指標を自殺対策に関する普及啓発としました。

続いて、47頁、基本施策④「生きることの促進要因への支援」になります。こちらの施策では、自殺の背景には、様々な要因が複合的に絡まっており、生活困窮や孤独・孤立等の様々な悩みに初期の段階で適切に対応し、解決に努められるよう、様々な相談等の取組を進めてまいります。評価指標として、こころの健康相談を年12回実施とし、毎月1回は、相談ができる場所の確保を行うことで居場所づくりとしました。

主な事業としては、各課で実施している様々な相談を取り組むこととしております。

最後に、53頁、基本施策の⑤「若年層への支援の強化」です。

若年層にあたる、思春期、青年期は心も不安定になりがちであるため、様々な悩みに対して相談体制を充実させるとともに、SOSの出し方に関する教育の推進を施策の方向性とし、評価指標をSOSの出し方に関する教育の実施が市内小中学校で年1回実施としました。

第2期においては、自殺総合対策大綱のポイントの中で、11番こども若者の自殺対策を更に推進する、また、新設された13番女性の自殺対策を更に推進するが朝霞市にとっても重要と考え、前回の会議で、計画に反映することとしていましたが、こども若者の取組は、基本施策の⑤若年層への支援の強化の中で、女性の支援は、重点施策④として取り入れております。

57頁からは、重点施策の取組です。

重点施策①の「生活困窮対策」では、相談支援や生活支援の充実を施策の方向性として、各種取組を進めてまいります。

59頁、重点施策②は「高齢者対策」です。

包括的な支援のための連携の推進、高齢者の健康不安に対する支援を施策の方向性として、各種事業を進めます。

62頁、重点施策③は「勤労者対策」です。

こちらでは、職場におけるメンタルヘルス対策の推進、長時間労働の是正としており、庁内で取り組む事業について整理しています。

64頁、重点施策④は「女性支援対策」です。

妊産婦への支援の充実、困難な問題を抱える女性への支援を施策の方向性として、各種事業に取り組むこととしています。

これらの事業について、現在、各課において、内容など確認を依頼しているところですので、少し変更の予定があると思いますので、御了承いただければと思います。

67頁「第8章 計画の達成目標」です。

各取組を通して目指していくのは、自殺者数の減少になりますが、平成

27年の自殺死亡率を令和8年までに30%以上減少させることを目標としていますが、その目標は継続して実施することとし、令和8年は自殺死亡率

10.4。計画終了時の令和11年には、令和8年よりも減少とすることを目標としました。

69頁「第9章 計画の推進体制」です。

計画の推進体制は、PDCAサイクルを通じて、自殺対策の施策や取組の効果を検証し、検証の結果や国の動向を踏まえつつ、計画を推進していきたいと考えています。

72頁「第10章 資料編」です。

資料編として、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱等を掲載しております。

説明は、以上になりますが、文章の手直しや、各章の見出しにあたるページを見開きの右側になるように、ページのレイアウト等、体裁を整える予定としていますので、それらの変更も行う予定としています。

後半部分についても、御意見等ありましたら、お願いします。

青柳議長

どうもありがとうございました。後半部分の事務局からの説明に対し、何か質問等、ありましたら挙手をお願いします。

青木委員

商工会に経営者の方が相談に来られるのですが、経営がうまくいかず、ころころが病んでいる方や従業員が体調を崩している相談などを受けます。このようなときに、朝霞市の相談窓口として、精神保健福祉相談がありますが、利用することはできますか。

また、「朝霞市には、この相談の他に、こんな相談窓口があります」とお伝えすることや商工会や企業の広報誌に朝霞市の相談窓口を掲載することは可能ですか。

坂田課長補佐

1点目、どこの相談を御案内できるかについては、その方の相談がころころの相談、ころころが病んでいるということであれば、朝霞市では「ころころの相談」というものがありますが、市民を対象としております。他市でも名前は違うかもしれませんが、精神に関する相談を行っていると思いますので、相談者のお住まいの自治体に問合せしていただければと思います。

2点目、広報誌への掲載については、どういった内容を掲載ができるかなど、具体的な相談が必要になります。対象者を市民に限定としておりますので、掲載するときは、担当課と相談させていただければと思います。周知することにより、相談できる人が増えるということであれば、大事な取組になりますので、是非御相談させていただければと思います。

青柳議長

他にございますか。

質問がないようですので、それでは、お諮りします。

「第2期朝霞市自殺対策計画（案）」につきましては、事務局の説明どおり、進めるということではよろしいでしょうか。

委員からの発言なし

青柳議長

それでは、「異議なし」と認めます。事務局案のとおりでお願いします。

続きまして、議題2「その他」について、事務局から説明をお願いします。

坂田課長補佐

本日お配りした自殺対策計画（案）ですが、大変ボリュームがある内容を今日の今日、御審議いただくことが難しい部分があると思っております。

先ほど、第2期朝霞市自殺対策計画（案）を大方認めていただき、進めさせていただくことになりましたが、本日のお配りした自殺対策計画（案）を持ち帰りいただき、お気づきの点や御意見がありましたら、「第2期朝霞市自殺対策計画（案）：意見シート」と返信用封筒をお配りしましたので、返信期間が短くて申し訳ございませんが、11月6日（水）までに御回答をお願いできればと思います。また、メールでの御回答を希望される方は、意見シートの下にメールアドレスが記載されていますので、こちらから御意見をいただければと思います。

もう一つ、今後の日程ですが、自殺対策計画（案）について、御意見を基に必要な修正を行ったのち、11月12日から12月11日までの日程でパブリックコメントの募集と同時期に職員コメントの募集を予定しています。

それらの意見を反映させた形で自殺対策計画（案）を完成させる流れとなります。

完成した自殺対策計画（案）については、最終的なものを12月中旬に行う第3回健康づくり推進協議会でお諮りし、市の内部での会議を経て、第2期朝霞市自殺対策計画書、概要版の印刷作成という流れを予定しているところです。

最終的な第2期朝霞市自殺対策計画書については、各委員の皆様にお渡しする予定としていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

青柳議長

ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等、ありましたら挙手をお願いします。

陶山委員

以前他の委員会の計画（案）に置いて、変換ミスや表現の間違いなど多数ありました。今回の自殺対策計画（案）には、そのようなミスはないものとしてよろしいでしょうか。

坂田課長補佐

この会議に自殺対策計画（案）を提出するにあたり、職員の確認はしておりますが、もしあるようでしたら言っていただくと助かります。

陶山委員

もし、気づいたときは、お伝えします。

青柳議長

他に質問等ありますか。

御質問がないようですので、全体を通しまして委員の皆様から何か御意見、御要望などは、ありますか。

委員からの発言なし

青柳議長

特に御意見、御要望などございませんので、以上で本日の会議を終了します。
事務局の方、お願いします。

坂田課長補佐

次回の会議の開催ですが、12月19日（木）を予定しております。開催の詳細は、後日通知させていただきます。

本日はありがとうございました。